



長野県報

8月6日(月)
平成24年
(2012年)
第2392号

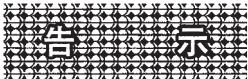
目 次

告 示

事務処理規則に基づく平成24年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
中小企業融資規程の一部改正（経営支援課）	1

公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	1
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	3
採石業務管理者試験の実施（河川課）	3
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案作成のための公聴会の開催（2件）（都市計画課）	4
一般競争入札（環境政策課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（科学捜査研究所）	7



長野県告示第574号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成24年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部 守一

新規就農総合支援事業補助金等交付要綱（平成24年7月11日付け24農振第194号農政部長通知）の規定に基づく補助金等

行政改革課

「
を
6 事業用建築物の耐震
補強、機械等の転倒防
止を図ろうとする者
7 宿泊施設の防火安全
対策を講じようとする
者
」に改める。

経営支援課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

行政情報ネットワーク管理用サーバ及びWebウィルス対策用サーバ一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定

長野県知事 阿部 守一

別表の新事業活性化資金の項中

「
6 事業用建築物の耐震
補強、機械等の転倒防
止を図ろうとする者
」

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026(235)7071

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年8月21日（火）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをし

た者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る借入物品の種類及び数量
電話交換機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部財産活用課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 東日本電信電話株式会社長野支店
 - (2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137-5
- 5 落札金額
1月当たりの賃借料 2,615,130円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成24年5月21日

財産活用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ松代店
長野市松代町西寺尾上高相1214 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更した事項

小売業を行う者の名称等
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社中島薬局	中島 克彦	須坂市墨坂2-7-12 2F

ほか2店

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社マツモト キヨシ甲信越販売	井浦 康晴	岡谷市赤羽1-4-18

ほか2店

4 変更した年月日

平成23年12月1日

5 届出年月日

平成24年7月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年8月6日から平成24年12月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上田東店

上田市常田3-300-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田3-4-57

3 変更事項

駐車場の収容台数

変更前	変更後
164台	127台(147台)

()内は従業員通勤用車両分を含んだ台数

4 変更年月日

平成25年3月21日

5 届出年月日

平成24年7月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年8月6日から平成24年12月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

平成24年10月12日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印はしないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成24年9月3日(月)から9月20日(木)まで(郵送による場合は、平成24年9月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

5 合格発表

平成24年10月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成24年8月25日（土）午前9時30分

(2) 開催場所 千曲市役所更埴庁舎 講堂（千曲市大字杭瀬下84）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月17日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所整備課、千曲市建設都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	
ふりがな 氏 名	
(電話)
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年8月6日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年8月25日（土）午後1時30分
- (2) 開催場所 坂城町役場 講堂（埴科郡坂城町大字坂城10050）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成24年8月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月17日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所整備課、坂城町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月6日

長野県環境保全研究所長 中村茂弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

大気汚染監視用NOx・SO2・O3濃度測定装置保守管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期限

契約締結日から平成24年10月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

A、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 保守点検後不具合が生じた場合24時間以内に対応の出来る体制にある者であること。
- (6) 大気測定機器に精通した実務経験5年以上の職員を置く者であること。
- (7) 過去5年に同種の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市安茂里米村1973

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎企画総務部

電話 026(227)0354

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月29日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎3階研修室

(3) 郵便による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

環境政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年8月6日

長野県警察本部刑事部科学捜査研究所長

岡 村 修 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザ 一式

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県警察本部刑事部科学捜査研究所

(2) 所在地 長野市松代町西条3916 警察機動センター内

3 落札者を決定した日

平成24年7月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 J A三井リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市南千歳1丁目12番7号

5 落札金額

1月当たりの賃借額 598,605円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成24年6月14日

科学捜査研究所